

# 助成金のご紹介

申請の対象となる企業様の必須項目は下記となります。

正社員を1名以上雇用している

雇用保険、社会保険を払っている

※社員数5名未満の個人事業主は雇用保険のみでもOK

半年以内に会社都合の解雇をしていない

残業代未払等、労務違反を犯していない

**条件を満たしていれば  
助成金申請・受給することが可能です。**

例外として、法律違反、労務違反している場合は受け取れません。  
また、犯罪となる行為はもちろんNGです。

労働局への計画申請受理後に受給申請をする期間に雇用保険・社会保険の未払い、会社都合解雇、残業代未払い・労務違反をした場合は助成金の受給を受けることができません。その場合は申請企業様の自己責任となります。

番号	助成金名	金額
	基本申請パック	95万円
1	セルフ・キャリアドック制度導入（人材開発支援助成金）	47.5万円 (生産性向上により60万円)
2	教育休暇等制度導入（人材開発支援助成金）	47.5万円 (生産性向上により60万円)

※大企業に分類された場合、受給金額が変動いたします。（詳しくは次ページ参照）

## 最大95(120)万円が受給できます

主たる事業	A 資本金の額または 出資の総額	B 企業全体で常時雇用する 労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以上	50人以上
サービス業	5,000万円以上	100人以上
卸売業	1億円以上	100人以上
その他の業種	3億円以上	300人以上

※A・Bどちらも満たした場合のみ大企業と分類されます。

# ① セルフ・キャリアドック制度コース **47.5**万円／社



社員数に応じて取り組んでいただく人数が決まっています

社員数**20名**未満の場合は正社員**1名**、各**1回**実施すればOKです

雇用する被保険者数	最低実施人数（コースごと）
50人～	<b>5</b> 人
40人～49人	<b>4</b> 人
30人～39人	<b>3</b> 人
20人～29人	<b>2</b> 人
1人～19人	<b>1</b> 人

# ① セルフ・キャリアドック制度コース **47.5万円**／社

- ・ キャリア面談 制度導入
- ・ 1～5名に実施する（被保険者数により変動す



## 取り組み内容

- ・ 「キャリアコンサルタント」資格保有者と「キャリア面談」を実施する
- ・ 1回の面談は、30分～60分程度でOK

- ① 事前面談×1回
  - ② 対象社員×1回
- 計2回

- ・ 面談費用：1人あたり**15,000円**前後 ※「キャリアコンサルタント」はご紹介します。

## ② 教育訓練休暇等制度コース 47.5万円／社

- ・ 新たな有給制度を導入
- ・ 年間5日以上の有給を付与、休暇日の研修参加
- ・ 1～5名に実施する（被保険者数により変動する）

### 取り組み内容

社員が外部研修に参加するための有給制度を就業規則に追記する

- ・ 5日以上の有給を1回以上付与すればOK

申請に必要な書類がございますのでご準備願います。

## すぐに必要な書類は6点

登記簿謄本（または開業届）	出勤簿
就業規則or 労働協約	賃金台帳
雇用保険番号	雇用契約書

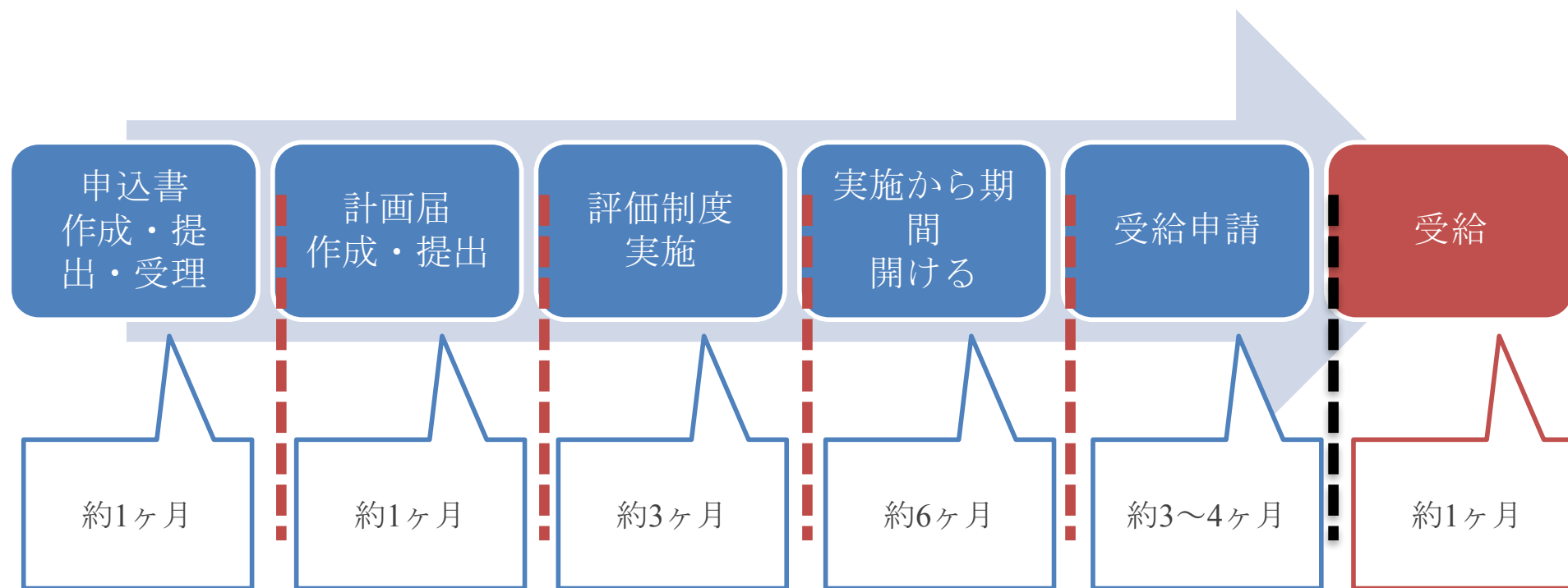
## 【すぐに必要になるもの】

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書または開業届、コピー可） ・ 就業規則（編集可能なデータで）
- ・ 雇用保険番号（コピー可） ・ 賃金台帳（3か月以内分、コピー可）
- ・ 出勤簿（3か月以内分） ・ 雇用契約書（コピー可）

※労働局への提出で必要になるのは6か月以降先ですが計画届申請前に申請資格を満たしているかどうかを判別するために弊社提携社労士法人より確認、提出をご依頼させていただきます。）



1. 申請依頼（申込書提出）
2. 書類作成・労働局に提出
3. ※キャリアコンとの面談、外部研修
4. 助成金受給



**Q:いつ頃、助成金は受け取れるの？**

**A:10ヶ月～1年半**

- ・計画実施完了後、6ヶ月経過したら支給申請が可能です
- ・ただし「受給の可否」は、申請後に短期的にわかります。

**Q:キャリアコンサルタントとの面談はお金かかるの？**

**A:1万5千円/回**

- ・一般的な相場です。1回実施の場合は1.5万円です。
- ・キャリアコンサルタントはご紹介します。
- ・御社へ伺ってキャリア面談する形で対応します。

**Q:まだ就業規則がないんだけど、申請できないの？**

**A:別途10万円程度で雛形をベースに作成することも可能です。**

**Q:そんなに手間はかからないの？**

**A:「キャリア面談」 「社員が研修に行く」だけです。**